

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	消化系圧力調整用消火ポンプ(B)点検作業による、当該ポンプの隔離において、圧力調整用消火ポンプ吸込弁または水温上昇防止配管止弁にシート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	構内通信設備において、発電所構内からコントロール建屋作業管理グループ執務室へのPHS受信不良が認められたため、当該受信器を交換。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液乾燥機本体ジャケットベントラインフレキ継手部より水の漏えい(0.25リットル、非放射性)が認められたため、乾燥機を停止し漏えいを止めるとともに、漏えい箇所の養生を実施。併せて当該フレキ継手を交換。	GⅢ	